

1. 件名：「JAEAふげんにおけるクリアランス評価時の放射能濃度の減衰補正に係る基準日の設定について」

2. 日時：令和元年11月27日（水）15：00～15：30

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

核燃料施設等監視部門

白井上席監視指導官、木村主任監視指導官、百瀬管理官補佐、小坂主任監視指導官、吉澤監視指導官

日本原子力研究開発機構

敦賀廃棄措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 東京駐在副本部長 他1名

5. 要旨：

(1) 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から次のとおり説明を受けた。

①新型転換炉原型炉ふげんの放射能濃度の確認申請書における放射化汚染の放射能濃度の減衰補正に係る基準日が放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請書に記載している2013年3月29日でなく、2003年3月29日と設定していた。

②その結果、Co-60以外の核種の計算による放射化汚染の評価の数値に影響があり、 $\Sigma D/C$ は実際にはより小さいものとなる。

③確認が終了した放射能濃度確認対象物については、現在敷地内で保管中である。

(2) 原子力規制庁から次のとおり指摘した。

①既に提出を受けている確認申請書について適正な $\Sigma D/C$ の値を提示すること

②放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を遵守していることの現状把握を実施した上で、再発防止対策を行うこと。

(3) JAEAから、指摘を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

JAEAからの配付資料

・クリアランス評価における放射化汚染の放射能濃度の補正に係る基準日の設定について

以上